

グリーン購入法における 特定調達品目（公共工事）について

国土交通省 大臣官房 技術調査課

課長補佐 しろさわ 城澤 みちまさ 道正

1

はじめに

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）（以下、「グリーン購入法」という。）は、国等による環境負荷の少ない物品や役務（以下、「環境物品等」という。）の調達の推進、環境物品等に関する情報提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するため、種々必要な事項を定め環境負荷の少ない社会の構築を図ること等を目的として、平成13年度から全面施行されています。

グリーン購入法に基づき、国等が重点的に調達すべき環境物品等の種類（以下、「特定調達品目」という。）やその判断の基準等を「環境物品等の調達に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）において定めることとなっています。平成28年2月に閣議決定された基本方針では、特定調達品目として270品目、このうち公共工事に係るものとして68品目を定めています。

今年度も、環境物品等の調達の更なる推進のため、特定調達品目の追加、判断の基準等の強化、見直し等について検討することとしており、その参考とするため、5月23日から6月17日まで、グリーン購入法の特定調達品目に関する提案募集を実施しました。

本稿では、グリーン購入法の概要と、公共工事

における特定調達品目について、その概要について紹介します。

2

グリーン購入法について

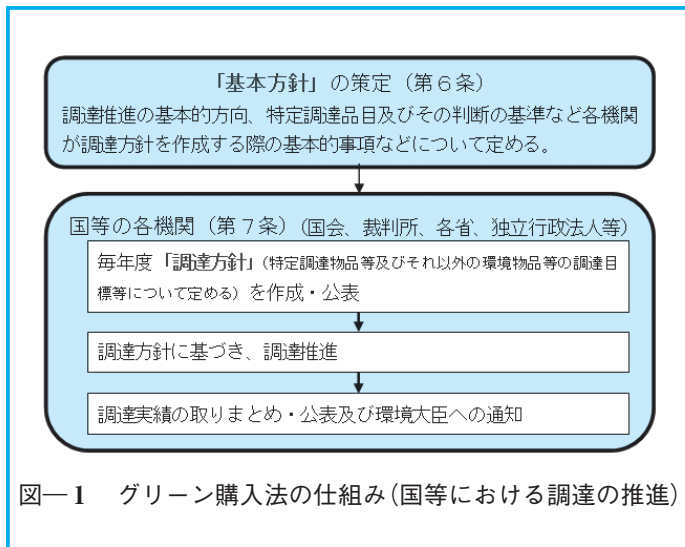
今日の地球温暖化問題や廃棄物問題といった環境問題の解決には、大量生産や大量消費等の経済社会のあり方そのものを見直し、生産から流通、消費及び廃棄に至るまで、資源の効率的な利用やリサイクル・リユース等による環境負荷の少ない「循環型社会」を形成することが必要です。このような趣旨から、平成12年5月に「循環型社会形成促進基本法」（平成12年法律第110号）が制定され、同年6月に公布されました。

さらに、循環型社会の形成のためには、再生品等の供給面の取り組みに加え、需要面からの取り組みも重要との観点から、平成12年5月に循環型社会形成促進基本法の個別法の一つとして、グリーン購入法が制定されました。

グリーン購入法の概略を図-1に示します。このうち、基本方針と調達方針について説明します。

(1) 基本方針の策定

グリーン購入法の第6条には、「国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」とい



1. 国及び独立行政等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向
(1) 環境物品等の調達推進の背景及び意義
(2) 環境物品等の調達推進の基本的考え方
2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項
(1) 基本的考え方
(2) 各特定調達品目及びその判断の基準等
(3) 特定調達物品等以外の環境物品等
3. その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項
(1) 調達の推進体制の在り方
(2) 調達方針の適用範囲
(3) 調達方針の公表並びに調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等
(4) 関係省庁等連絡会議の設置
(5) 職員に対する環境物品等の調達推進のための研修等の実施
(6) 環境物品等に関する情報の活用と提供
別記

う。)を定めなければならない。」とされています。この規定に基づき、毎年度2月頃に基本方針を閣議決定しています。基本方針の構成を表一1に示します。

基本方針では、①環境物品等の調達推進の基本的方向、②特定調達品目とその判断基準等に関する基本的事項、③その他重要事項を定めています。

基本方針には、公共工事の取扱いについて、別途記載している事項があります。例えば、「公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。」とあり、公共工事の特定調達品目に当たっては、長期的な安全性が重視されています。

また、「公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んでいることにも留意する必要がある。」とあり、調達に際してコスト面も重視されています。

基本方針の「別記」には、特定調達品目のリストと、何をもちいて特定調達品目とするかの「判断の基準」、「判断の基準」とまではいかないものの配慮することが望ましい「配慮事項」、その他の付記である「備考」から構成されています（表一2）。この部分は、グリーン購入法の特定調達品

〔品目名（品目分類）〕	〔品目名〕	【判断の基準】
ビニル系床材	ビニル系床材	○再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。
		【配慮事項】
		○工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。
備考) JIS A 5705（ビニル系床材）に規定されるビニル系床材の種類で記号KSに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。		

目に関する提案も踏まえ、毎年度、必要に応じた修正等が行われています。

(2) 基本方針の策定

グリーン購入法第7条第1項には、「各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。」と規定されています。国土交通省においても、当該規定に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を毎年度定め、これに基づき調達の推進を図るとともに、特定調達品目等の調達実績をとりまとめています。



3 公共工事における特定調達品目について

(1) 特定調達品目に関する公募と評価について

特定調達品目及びその判断の基準等については、特定調達品目等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくこととしています。見直しに当たっては、その参考とするため毎年度、民間等から広く提案を募集しています。今年度は、5月23日から6月17日にかけて募集しました。

公共工事に関する特定調達品目及びその判断の基準等の追加、見直し等の提案に対しては、「グリーン購入法の公共工事の技術評価基準」に従って評価しています。評価に当たっては、提案者からの提出資料に加えて、環境問題、技術基準類、技術開発動向、市場状況等の広範かつ最新の知見

に基づき、客観的に行われます。

提案内容がグリーン調達の趣旨に添ったものか否かについては、次の7つの観点から確認します。①国等による調達が見込まれない品目、または調達量が極めて少ない品目、②比較対象が適切でない、③判断の基準を満たしたものが十分に普及し、既に通常品となっている、④提案された品目が未だ開発段階にある、⑤競争性が確保されない等、調達に支障がある、⑥グリーン調達だけでは、環境負荷の低減が実現できない、⑦品質基準が明確でない等、品質確保に問題がある。

これらが全て満たされていると確認された後、地球温暖化、廃棄物・資源、有害化学物質、生物多様性、品質評価、普及評価、経済性評価等の観点から審査します。

この結果、特定調達品目として問題がないと判断されたものについては、次年度の特定調達品目に追加されます。

もし、解決すべき課題が残っている場合には、継続検討品目群（ロングリスト）として整理されます。ロングリストに掲載された提案は、掲載された理由と、その残された課題毎に、E、Q、S、Cのグループに分類されます（表—3）。ロングリストに掲載された提案については、必要な追加情報の提供を受けたいうえで、継続的に検討することになります。

(2) 平成28年度特定調達品目について

平成28年度の公共工事に係る特定調達品目は、資材56品目、建設機械2品目、工法7品目及び目的物3品目の合計68品目があります（表—4）。

表—3 ロングリストの課題毎の分類

グループ	説明
E	○期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられるもの
Q	○JIS・JAS等の公的基準に適合していない等、品質確保について不確実性が残ると考えられるもの
S	○特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられるもの
C	○比較対象品と比べてコストが高いと考えられるもの
	○普及とともに比較対象品とコストが同程度になる見込みを確認する必要があると考えられるもの

表一 平成28年度特定調達品目（公共工事）

特定調達品目名	分類	品目名（品目分類）	（品目名）	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土，土工用水砕スラグ，銅スラグを用いたケーソン中詰め材，フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材，フェロニッケルスラグ骨材，銅スラグ骨材，電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物，鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物，中温化アスファルト混合物	
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材，再生骨材等	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント，フライアッシュセメント	
		セメント	エコセメント	
		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	
		鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	
		吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
		塗料	下塗用塗料（重防食），低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料，高日射反射率塗料	
		防水	高日射反射率防水	
		舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成），再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	
		園芸資材	パークたい肥，下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	
		道路照明	LED道路照明	
		中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	
		タイル	陶磁器質タイル	
		建具	断熱サッシ・ドア	
		製材等	製材，集成材，合板，単板積層材	
		フローリング	フローリング	
		再生木質ボード	パーティクルボード，繊維板，木質系セメント板	
		ビニル系床材	ビニル系床材	
		断熱材	断熱材	
		照明機器	照明制御システム	
		変圧器	変圧器	
		空調用機器	吸収冷温水機，氷蓄熱式空調機器，ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機，送風機，ポンプ	
		配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
		衛生器具	自動水栓，自動洗浄装置及びその組み込み小便器，洋風便器	
		コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠，合板型枠	
		建設機械	－	排出ガス対策型建設機械，低騒音型建設機械
		工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法
			建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法
	コンクリート塊再生処理工法		コンクリート塊再生処理工法	
	舗装（表層）		路上表層再生工法	
	舗装（路盤）		路上再生路盤工法	
	法面緑化工法		伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
	目的物	山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
		舗装	排水性舗装，透水性舗装	
		屋上緑化	屋上緑化	

平成28年度の公共工事における特定調達品目は、平成27年度からの追加はありませんでしたが、判断の基準等において、以下のとおり見直しを行っています。

- ・高日射反射率塗料について日射反射率保持率に係る経過措置を終了
- ・「環境配慮型道路照明」を「LED道路照明」に名称変更し、LED道路照明施設に係る判断の基準を設定
- ・断熱サッシ・ドアについて断熱性に係る配慮事項の変更（経済産業省告示制定に伴う改定）
- ・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機について期間成績係数に係る判断の基準の見直し、及び対象範囲の見直し（JIS規格の改定に伴う見直し）
- ・合板型枠について板面表示に係る備考の見直し、及び経過措置の延長

(3) その他

国土交通省では、実際の公共工事において、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意し

つつ、グリーン購入法に基づく特定調達品目の使用を推進するよう記載しています。

4 おわりに

公共工事は、長期品質の確保の観点から、どうしても長い間の実績がある既存の部材・工法等が採用されがちです。しかしながら先にも述べたとおり、今日の環境問題の解決には、グリーン調達という持続可能性の観点も非常に重要な要素です。そのため、今後とも一般からの幅広い提案募集を行いつつ、グリーン調達を推進して参りたいと考えています。

調達方針等、国土交通省におけるグリーン購入法に係る情報については、以下を参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/tec/green.html>